

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第72号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和45年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(日常生活上必要な行為) 第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。 (1) (略) (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第15条の7第3項</u> に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受ける行為 (3)～(5) (略)	(日常生活上必要な行為) 第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。 (1) (略) (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第15条の6第3項</u> に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受ける行為 (3)～(5) (略)

(新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県福祉のまちづくり条例施行規則(平成8年新潟県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前			
別表第1 (第2条、第6条関係)			別表第1 (第2条、第6条関係)			
区 分	公共的施設	特定公共的施設	区 分	公共的施設	特定公共的施設	
建築物	(略)		建築物	(略)		
	20 学校等 (1)・(2) (略) (3) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第15条の7第1項各号</u> に掲げる施設 (4) (略)	(略)		20 学校等 (1)・(2) (略) (3) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第15条の6第1項各号</u> に掲げる施設 (4) (略)	(略)	
	(略)					(略)
	(略)					(略)
(略)		(略)		(略)		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。